

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2005-511388

(P2005-511388A)

(43) 公表日 平成17年4月28日(2005.4.28)

(51) Int. Cl.⁷B 6 2 B 3/00
B 6 2 B 5/00

F I

B 6 2 B 3/00
B 6 2 B 5/00

テーマコード (参考)

3 D 0 5 0

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2003-549147 (P2003-549147)
 (86) (22) 出願日 平成14年11月26日 (2002.11.26)
 (85) 翻訳文提出日 平成16年1月13日 (2004.1.13)
 (86) 国際出願番号 PCT/DE2002/004326
 (87) 国際公開番号 W02003/047940
 (87) 国際公開日 平成15年6月12日 (2003.6.12)
 (31) 優先権主張番号 101 594 45.3
 (32) 優先日 平成13年12月4日 (2001.12.4)
 (33) 優先権主張国 ドイツ (DE)
 (81) 指定国 EP (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE, SK, TR), AU, CA, CN, JP, KR, RU, US

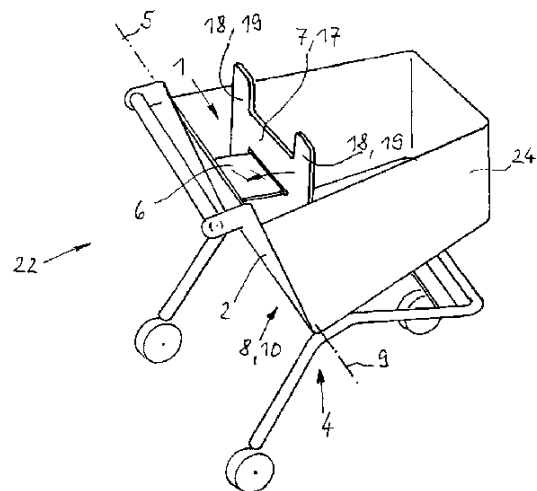
(71) 出願人 300013395
 ヴァンツル・メタルヴァーレンファブリーク・ゲゼルシャフト・ミト・ベシユレンクテル・ハフツング
 ドイツ連邦共和国、89340 ライプハイム、ブーベスハイメル・ストラーセ、4
 (74) 代理人 100069556
 弁理士 江崎 光史
 (74) 代理人 100092244
 弁理士 三原 恒男
 (74) 代理人 100093919
 弁理士 奥村 義道
 (74) 代理人 100111486
 弁理士 鍛冶澤 實

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ショッピングカートのためのチャイルドシート

(57) 【要約】

【解決手段】 本発明は、ショッピングカート22のためのチャイルドシート1であって、このチャイルドシートが、合成物質から成り、水平方向の軸線9を中心として旋回可能にこのショッピングカート22に配設されている背当て部7を有し、この背当て部に、少なくとも1つの座部6が、摺動移動可能、または旋回可能に接続されている様式の、上記チャイルドシートに関する。本発明は、背当て部7が、少なくとも2つの、固定式に互いに結合されている構造部材17、18から成り、これら構造部材の構造様式が、少なくとも1つの背当て部7の部分区間19が中空体状に形成されているように選択されていることによって特徴付けられる。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ショッピングカート(22)のためのチャイルドシート(1)であって、このチャイルドシートが、合成物質から成り、水平方向の軸線(9)を中心として旋回可能にこのショッピングカート(22)に配設されている背当て部(7)を有し、この背当て部に、少なくとも1つの座部(6)が、摺動移動可能、または旋回可能に接続されている様式の、上記チャイルドシートにおいて、背当て部(7)が、少なくとも2つの、固定式に互いに結合されている構造部材(17、18)から成り、これら構造部材の構造様式が、少なくとも1つの背当て部(7)の部分区間(19)が中空体状に形成されているように選択されていることを特徴とするチャイルドシート。

10

【請求項 2】

背当て部(7)は、1つの第1の構造部材(17)、および、2つの第2の構造部材(18)から形成されていることを特徴とする請求項1に記載のチャイルドシート。

【請求項 3】

構造部材(17、18)は、半割りシェルとして形成されていることを特徴とする請求項1または2に記載のチャイルドシート。

【請求項 4】

少なくとも1つの部分区間(19)内において、内側に存在する補強リブ(21)が設けられていることを特徴とする請求項1から3のいずれか一つに記載のチャイルドシート。

20

【請求項 5】

第1の構造部材(17)が、全部の背当て部(7)と同じ輪郭、例えばH字形を有していることを特徴とする請求項1から4のいずれか一つに記載のチャイルドシート。

【請求項 6】

例えば、軸受アイ部(11)、案内部(15)、および開口部(16)のような機能要素が、第1の構造部材(17)に設けられていることを特徴とする請求項1から5のいずれか一つに記載のチャイルドシート。

【発明の詳細な説明】

30

【技術分野】**【0001】**

本発明は、ショッピングカートのためのチャイルドシートであって、このチャイルドシートが、合成物質から成り、水平方向の軸線を中心として旋回可能にこのショッピングカートに配設されている背当て部を有し、この背当て部に、少なくとも1つの座部が、摺動移動可能、または旋回可能に接続されている、上記チャイルドシートに関する。

【背景技術】**【0002】**

この様式のチャイルドシートは、少なくとも部分的に、合成物質から成っているショッピングカートにおいて使用される。このカートのチャイルドシートの背当て部は、針金構造としてか、それとも、針金、および合成物質から成る成形体、または全体的に合成物質から成る成形体として形成されている。後者の成形体は、安定性の理由から、実際に生じる負荷状態に耐えるために、補強リブを備え付けられねばならない。補強リブは、この補強リブが、見た目に良くなく作用すること、および、この補強リブに汚染物が堆積することの欠点を有している。

40

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

50

従って、本発明の課題は、今ここで問題になっている当面の様式のチャイルドシートの背当て部を、十分な安定性の維持のもとで、背当て部が可能な限り平滑に形成されること、および、この背当て部が少なくとも部分的に目視可能な補強リブ無しで間に合うように、更に発展させることである。

【課題を解決するための手段】

【0004】

この課題の解決策は、背当て部が、少なくとも2つの、固定式に互いに結合されている構造部材から成り、これら構造部材の構造様式が、少なくとも1つの背当て部の部分区間が中空体状に形成されているように選択されていることにある。

【発明の効果】

10

【0005】

本発明の重要な利点は、補強リブが、固定式に互いに結合されている構造部材に、これら構造部材が、相対して位置している状態で、少なくとも1つの部分区間内において配設されているように設けられていることにある。これら補強リブは、従って、この中空体状の部分区間内において、外方から目視不能に格納されており、従って、外側に位置し、且つ、同様に目視可能な背当て部の面を、完全に平滑に形成することが可能である。従って、如何なる汚染物も堆積せず、且つ、内側に存在する補強リブが、それにも拘らず、必要な背当て部の安定性を保証することに寄与する。更に別の利点は、少なくとも1つの中空体状の部分区間が、開口部、スリット、等を備えており、これら開口部、スリットに対して、必要な場合には、内側に配置された状態で、機能部材、または機能要素が配設可能であり、これら機能部材、または機能要素が、これらスリット、または開口部と共に、チャイルドシートを機能し、且つ移動するために必要または合目的である、例えば、案内部、保持装置、等を形成することにある。

20

【0006】

次に、本発明を、実施例に基づいて詳しく説明する。

【発明を実施するための最良の形態】

【0007】

図1において図示された、ショッピングカート22に設けられたチャイルドシート1は、使用位置において図示されている。このチャイルドシート1は、座部6、および背当て部7を有しており、その際、この座部6が、摺動移動可能に、または旋回可能に、この背当て部7と結合されている。このショッピングカート22のかご24の背面は、壁部2によって形成されており、この壁部が、上方に位置する水平方向の軸線5を中心として、かご内部内へと旋回可能である。この背当て部7は、この背当て部の下側の境界部8、または、下方へと案内する支持部10をもって、この壁部2の下側の領域4において存在する、同様に水平方向の軸線9を中心として、この壁部において制限された状態で、旋回可能に軸受されている。この座部6は、その場合に、旋回可能か、それとも摺動移動可能に、同様にこの壁部2にも支持されている。この様式の配設、および構造は、公知である。この背当て部は、矢印方向に、壁部2に近づくように旋回可能であり、これに対して、この壁部2は、この座部6および背当て部7と共に、多数のショッピングカート22の互いの中への押し入れの目的のために、この水平方向の軸線5を中心として、かご内部内へと旋回可能である。

30

40

【0008】

正面図において、図2は、1つのチャイルドシート1の背当て部7を示している。大文字「H」を想起させる、合成物質から製造された背当て部7は、2つの、下方へと案内する支持部10を有しており、水平方向の軸線9上で軸受けされるために、これら支持部が軸受アイ部11を備え付けられている。これら支持部10に、上方へと、支持領域12が連なっており、この支持領域に、このチャイルドシート1内に座っている子供が、寄り掛かり可能である。この背当て部7は、上方へと、2つの突出部14をもって終わっており、この突出部が、開いて出された状態の、使用位置内において存在する背当て部7を、ショッピングカート22の互いの中への押し入れの際に、不使用位置内へと、ひとりでに動

50

くことのために使用される。この支持領域 12 は、中央で、格子構造 13 を有していても良い。この格子構造 13 の両方の側面において、下方から上方へと整向された、スリットによって形成された案内部 15 が、座部 6 に設けられている、突出部の摺動移動可能な収容のために設けられている。これら案内部 15 の下側に、開口部 16 が設けられており、これら開口部は、例えば、子供を安全ベルトで固定するための安全ベルトの収容のための役割を果たす。

【0009】

図 3 から、背当て部 7 が 3 つの構造部材 17、18 から成り、これら構造部材が、全て合成物質から製造されていることが見て取れる。第 1 の構造部材 17 は、そのことが図 2 において明らかのように、全部の背当て部 7 と同一に形成されている。両方の他の、また
10
は第 2 の構造部材 18 は、縦長に形成されており、且つ、第 1 の構造部材 17 との協働で、この図において矢印によって示されているように、両方の構造部材 18 が第 1 の構造部材 17 と、これら構造部材の共通の縁部 26 を介して組み合わせられる場合、この構造部材の脚部 25 を形成する。この組み合わせは、種々の公知の様式で行われる。摩擦溶接、粘着、差込み、またはねじ止め、が、若干のこれら可能性である。

【0010】

側面図において、図 4 は、背当て部 7 を側方眺望で示している。第 1 の H 字形の構造部材 17、および、両方の、他の構造部材 18 の内の 1 つの構造部材は、固定式に接合されている。これら構造部材 17、18 の構造様式は、例えば半割りシェルとして、少なくとも
20
も 1 つの背当て部 7 の部分区間 19 が、中空体状に形成されているように選択されており、その際、この部分区間 19 が、この部分区間 19 の内部に存在し相対して位置しているように配設されている補強リブ 21 を有している。これら構造部材 17、18 の外側面 20 は、目的に役立ち、且つ有用であるところで、平滑に形成されている。何故ならば、補強リブ 21 が、内側に設けられているからである。軸受アイ部 11、案内部 15、開口部 16、等のような機能要素を、第 1 の構造部材 17 に設けること、および、少なくとも 1 つの、第 2 の構造部材 18 に、ただ 1 つだけの安定化させる機能を帰属させることは有利である。

【0011】

当業者は、2 つ、または多数の構造部材 17、18 の形態の選択、および使用において、全く自由である。背当て部 7 は、固定式に組み合わせられている、例えば、ただ 1 つの第
30
1 の構造部材 17、および 1 つの第 2 の構造部材 18 だけから成っていても良い。同様に、例えば、この第 1 の構造部材 17 に、3 つの第 2 の構造部材 18 が所属して設けられることは可能である。同様に 1 つの第 1 の構造部材、および 1 つの第 2 の構造部材 17、18 は、全体の大きな部分区間 19 が中空体状に構成されており、この部分区間が、しかもそのうえ全体的な背当て部 7 の基礎面を備え得るように形成されることも可能である。要するに、変形の可能性には、如何なる制限もされていない。そのために必要な、この背当て部 7 の位置において、中空空間、または小部屋が形成されており、この中空空間、または小部屋内において、外方から目視可能でない補強リブ 21、または他の機能的な要素が設けられ、これら補強リブ、または他の機能的な要素が、他方また、十分な安定性、及び
40
/または背当て部 7 の機能に寄与していることは重要である。

【図面の簡単な説明】

【0012】

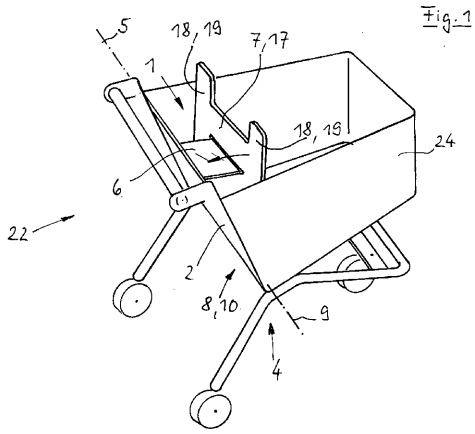
【図 1】ショッピングカートに設けられているチャイルドシートの図である。

【図 2】正面図における、チャイルドシートの背当て部の図である。

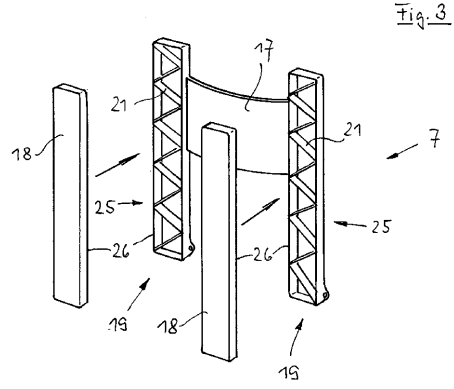
【図 3】3 つの構造部材から形成され得る背当て部の図である。

【図 4】側面図における、背当て部の図である。

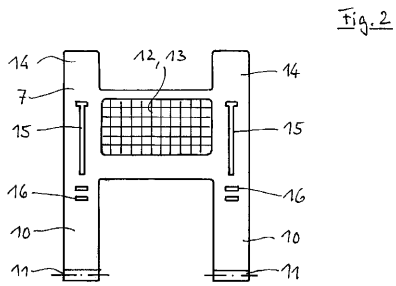
【 図 1 】



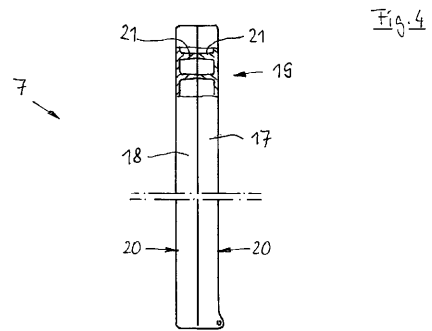
【 図 3 】



【 図 2 】



【 図 4 】



【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		ational Application No PCT/DE 02/04326
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER IPC 7 B62B3/14 B62B5/08		
According to international Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) IPC 7 B62B		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practical, search terms used) EPO-Internal		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category ^o	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	US 6 155 580 A (SYMONS RONNY) 5 December 2000 (2000-12-05) column 1, line 25,26; figures ---	1-6
P, Y	WO 02 074606 A (PATENT HOLDING COMPANY) 26 September 2002 (2002-09-26) figure 12 ---	1-6
A	DE 197 09 689 A (WERNER FEIL GMBH) 17 September 1998 (1998-09-17) figures ---	1-3
A	US 4 046 394 A (THOMPSON JR WILLIAM A) 6 September 1977 (1977-09-06) ---	
A	US 2 997 311 A (MARTIN UMANOFF) 22 August 1961 (1961-08-22) -----	
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of box C. <input checked="" type="checkbox"/> Patent family members are listed in annex.		
^o Special categories of cited documents :		
A document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance *E* earlier document but published on or after the international filing date *L* document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) *O* document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means *P* document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		*T* later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention *X* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone *Y* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art. *&* document member of the same patent family
Date of the actual completion of the international search 24 April 2003		Date of mailing of the international search report 07/05/2003
Name and mailing address of the ISA European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 31 651 epo nl, Fax: (+31-70) 340-3016		Authorized officer De Schepper, H

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Information on patent family members

National Application No

PCT/DE 02/04326

Patent document cited in search report		Publication date	Patent family member(s)	Publication date
US 6155580	A	05-12-2000	NL 1001904 C2	17-06-1997
			AU 1042497 A	03-07-1997
			BR 9611950 A	28-12-1999
			CA 2240193 A1	19-06-1997
			DE 69602459 D1	24-06-1999
			DE 69602459 T2	18-11-1999
			DE 863829 T1	20-05-1999
			EP 0863829 A1	16-09-1998
			ES 2132969 T3	16-08-1999
			JP 2001500082 T	09-01-2001
			WO 9721577 A1	19-06-1997
			DK 863829 T3	29-11-1999
			WO 02074606	A
US 2003057666 A1	27-03-2003			
WO 02074606 A1	26-09-2002			
DE 19709689	A	17-09-1998	DE 19709689 A1	17-09-1998
US 4046394	A	06-09-1977	NONE	
US 2997311	A	22-08-1961	NONE	

INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT		nationales Aktenzeichen PCT/DE 02/04326
A. KLASSIFIZIERUNG DES ANMELDUNGSGEGENSTANDES IPK 7 B62B3/14 B62B5/08		
Nach der Internationalen Patentklassifikation (IPK) oder nach der nationalen Klassifikation und der IPK		
B. RECHERCHIERTE GEBIETE Recherchierter Mindestprüfstoff (Klassifikationssystem und Klassifikationssymbole) IPK 7 B62B		
Recherchierte aber nicht zum Mindestprüfstoff gehörende Veröffentlichungen, soweit diese unter die recherchierten Gebiete fallen		
Während der internationalen Recherche konsultierte elektronische Datenbank (Name der Datenbank und evtl. verwendete Suchbegriffe) EPO-Internal		
C. ALS WESENTLICH ANGESEHENE UNTERLAGEN		
Kategorie*	Bezeichnung der Veröffentlichung, soweit erforderlich unter Angabe der in Betracht kommenden Teile	Betr. Anspruch Nr.
Y	US 6 155 580 A (SYMONS RONNY) 5. Dezember 2000 (2000-12-05) Spalte 1, Zeile 25,26; Abbildungen ---	1-6
P,Y	WO 02 074606 A (PATENT HOLDING COMPANY) 26. September 2002 (2002-09-26) Abbildung 12 ---	1-6
A	DE 197 09 689 A (WERNER FEIL GMBH) 17. September 1998 (1998-09-17) Abbildungen ---	1-3
A	US 4 046 394 A (THOMPSON JR WILLIAM A) 6. September 1977 (1977-09-06) ---	
A	US 2 997 311 A (MARTIN UMANOFF) 22. August 1961 (1961-08-22) -----	
<input type="checkbox"/> Weitere Veröffentlichungen sind der Fortsetzung von Feld C zu entnehmen		<input checked="" type="checkbox"/> Siehe Anhang Patentfamilie
* Besondere Kategorien von angegebenen Veröffentlichungen : *A* Veröffentlichung, die den allgemeinen Stand der Technik definiert, aber nicht als besonders bedeutsam anzusehen ist *E* älteres Dokument, das jedoch erst am oder nach dem internationalen Anmeldedatum veröffentlicht worden ist *L* Veröffentlichung, die geeignet ist, einen Prioritätsanspruch zweifelhaft erscheinen zu lassen, oder durch die das Veröffentlichungsdatum einer anderen im Recherchenbericht genannten Veröffentlichung belegt werden soll oder die aus einem anderen besonderen Grund angegeben ist (wie ausgeführt) *O* Veröffentlichung, die sich auf eine mündliche Offenbarung, eine Benutzung, eine Ausstellung oder andere Maßnahmen bezieht *P* Veröffentlichung, die vor dem internationalen Anmeldedatum, aber nach dem beanspruchten Prioritätsdatum veröffentlicht worden ist		*T* Spätere Veröffentlichung, die nach dem internationalen Anmeldedatum oder dem Prioritätsdatum veröffentlicht worden ist und mit der Anmeldung nicht kollidiert, sondern nur zum Verständnis des der Erfindung zugrundeliegenden Prinzips oder der ihr zugrundeliegenden Theorie angegeben ist *X* Veröffentlichung von besonderer Bedeutung; die beanspruchte Erfindung kann allein aufgrund dieser Veröffentlichung nicht als neu oder auf erfinderischer Tätigkeit beruhend betrachtet werden *Y* Veröffentlichung von besonderer Bedeutung; die beanspruchte Erfindung kann nicht als auf erfinderischer Tätigkeit beruhend betrachtet werden, wenn die Veröffentlichung mit einer oder mehreren anderen Veröffentlichungen dieser Kategorie in Verbindung gebracht wird und diese Verbindung für einen Fachmann naheliegend ist *&* Veröffentlichung, die Mitglied derselben Patentfamilie ist
Datum des Abschlusses der internationalen Recherche		Absenddatum des internationalen Recherchenberichts
24. April 2003		07/05/2003
Name und Postanschrift der Internationalen Recherchenbehörde Europäisches Patentamt, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 31 651 epo nl, Fax: (+31-70) 340-3016		Bevollmächtigter Bediensteter De Schepper, H

INTERNATIONALER RECHERCHENBERICHT

Angaben zu Veröffentlichungen, die zur selben Patentfamilie gehören

nationales Aktenzeichen

PCT/DE 02/04326

Im Recherchenbericht angeführtes Patentdokument		Datum der Veröffentlichung	Mitglied(er) der Patentfamilie	Datum der Veröffentlichung
US 6155580	A	05-12-2000	NL 1001904 C2	17-06-1997
			AU 1042497 A	03-07-1997
			BR 9611950 A	28-12-1999
			CA 2240193 A1	19-06-1997
			DE 69602459 D1	24-06-1999
			DE 69602459 T2	18-11-1999
			DE 863829 T1	20-05-1999
			EP 0863829 A1	16-09-1998
			ES 2132969 T3	16-08-1999
			JP 2001500082 T	09-01-2001
			WO 9721577 A1	19-06-1997
			DK 863829 T3	29-11-1999
			WO 02074606	A
US 2003057666 A1	27-03-2003			
WO 02074606 A1	26-09-2002			
DE 19709689	A	17-09-1998	DE 19709689 A1	17-09-1998
US 4046394	A	06-09-1977	KEINE	
US 2997311	A	22-08-1961	KEINE	

フロントページの続き

(72)発明者 フロムヘルツ・ベルント

ドイツ連邦共和国、ヴテシンゲン/ホルハイム、シュールヴィース、9

Fターム(参考) 3D050 BB03 EE08 EE15 KK15